

最大10万円

まちなかイベントの開催を支援します

個人やグループが、福井市中心市街地で催すイベント費用の一部を補助します！

1 対象者

個人又は市民グループ等



2 対象となる事業

福井市中心市街地で行う総事業費100万円以下で、広くまちなかの賑わいづくりに寄与する次のいずれかに該当するもの

- ・ イベントや展示会等
- ・ 一定期間（1か月程度）行う制作、創作活動等
- ・ その他市長が適当と認めるもの

※ただし、次に該当するものは対象となりません。

- ・ 地区のまつり等、定例的に実施しているもの
- ・ 商店街が主催のもの
- ・ 企業等が主に収益目的のために行うもの
- ・ 活動の全てを人通りが完全に制限される屋内で行うもの
- ・ 活動の全てが入場料を徴収する等有料で行うもの
- ・ 特定の者又は特定の団体等のみを対象とするもの
- ・ 国又は地方公共団体からの他の補助金等を受けて行うもの
- ・ 政治、宗教活動等を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ その他市長が不適當と認めたもの



3 対象となる経費

報償費、原材料費、広告宣伝費、使用料・賃借料、委託料、その他市長が適当と認める経費

※消費税は対象経費に含めることができますが、消費税の課税業者として消費税仕入控除税額がある場合は対象経費となりません。

※スタッフジャンパー等、自己の為に供するものも対象経費となりません。

※補助事業において、物品等の販売を行う場合は、販売する製品に係る原材料費等を補助対象経費から除いて額の算定を行います。

4 補助金の額

①公共空地活用促進区域※1での活動の場合

補助率：対象経費の2分の1以内

上限：10万円

②冬季（11月～2月）の中心市街地における活動の場合

補助率：対象経費の2分の1以内

上限：10万円

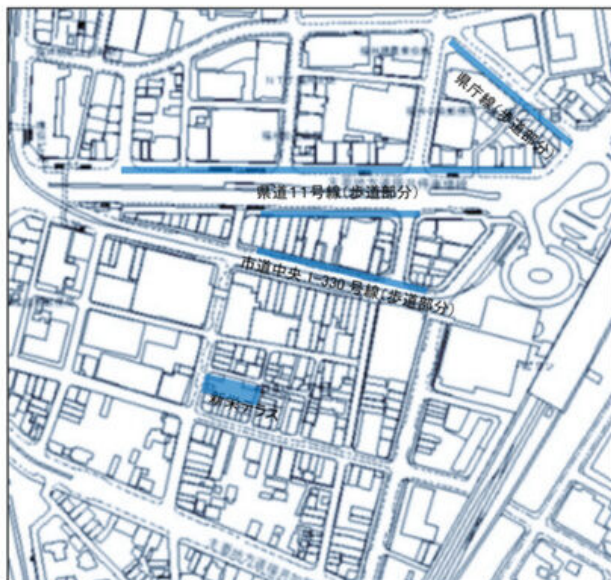
③上記以外の中心市街地※2での活動の場合

補助率：対象経費の2分の1以内

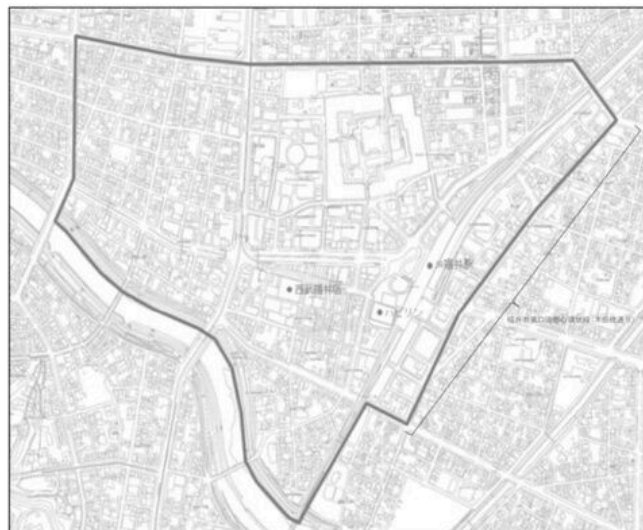
上限：5万円

・算定した補助金の額に端数がある場合は千円未満を切り捨てます。

※1 公共空地活用促進区域



※2 福井市中心市街地



5 申請、完了報告について

(1)受付期間 令和9年2月末まで（予算上限に達した時は受付終了）

(2)申請

事業に着手する1か月前までに、次のものをご提出ください

- ① 民間によるまちなか活性化活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 実施計画書
- ③ 収支予算書

※補助金の交付の決定の前に事業に着手してしまうと補助金の交付ができませんので、お早めに申請またはご相談ください

(3)事業の完了報告

事業の完了後速やかに次のものをご提出ください

- ① 民間によるまちなか活性化活動支援事業補助金実績報告書（様式第4号）
- ② 事業実績報告書（実施状況が分かる写真を複数枚添付）
- ③ 収支決算書
- ④ 支払い状況がわかる資料（領収書等）

※上記により補助金額が確定した後、民間によるまちなか活性化活動支援事業補助金交付請求書（様式第6号）をご提出いただき、補助金をお支払いします

6 よくある質問

Q 1 室内ホールでライブイベントを考えています。対象となりますか？

A 1 室内イベントでは、賑わい創出効果が限定的となるため対象となりません。ただし、ホール外で楽しめる同等規模（メイン会場）の無料イベントを実施し、誘客する等であれば、ホール外の部分は対象となる可能性があります

Q 2 市民の賑わいを目的に市民グループで小物販売のイベントを考えています。対象となりますか？

A 2 そのままでは対象となりません。販売と同等規模で、往来する市民の方が無料で楽しめるイベント（例：仮装大会・コンサート等）を実施する場合は、対象となる可能性があります

※その他、対象とならない場合がありますので、必ず余裕を持ってご相談ください

※また、申請後も確認の結果、不承認となる場合がありますのでご注意ください

<お問い合わせ・申込>

〒910-0858福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ5階 福井市役所商工労政課
TEL：0776-20-5325 FAX：0776-20-5323

※令和8年5月7日以降の住所は、

「〒910-0004 福井市宝永2丁目4-10 宝永分庁舎」

申請書はこちらから

